

(令和5年5月1日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症法上の位置づけの健康に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱い」に伴い、令和5年5月1日から「Q&A 6」を修正)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い（第2版）に関するQ&A

Q 1 延長期間が6箇月間なのはなぜか？

A 1 当該取扱いが新型コロナウイルスによる臨時的な取扱いであることを踏まえ、延長期間を6箇月としました。

Q 2 新規申請及び区分変更申請が臨時的な取扱いの対象とならないのはなぜか？

A 2 調査対象者に面会せずに認定調査を行うことができないためです。(調査対象者の家族等への聞き取りだけの認定調査は、厚生労働省も認めていません。)

そのため、新規申請又は区分変更申請の相談時にパンフレット(別紙3)を活用し、訪問調査が必須であることを了解いただいたうえで申請いただくようお願いします。

Q 3-1 臨時的な取扱いはいつまで継続されるのか？

A 3-1 要介護認定の有効期間満了日が令和6年3月31日までの被保険者を対象とします。

Q 3-2 なぜ、対象を有効期間満了日が令和6年3月31日までの被保険者としているのか？

A 3-2 令和4年10月14日付けで厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」において、「当該臨時的な取扱いの適用対象者について、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者とし、市町村判断により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者についても、適用することは差し支えない。」旨が示されました。

これを受けて、本市においては、現時点においても新型コロナウイルス感染症による訪問調査実施への影響が残っていることから、被保険者への影響を考慮し、当該取扱いを最大限適用できる期間として、有効期間満了日が令和6年3月31日までの被保険者についても、取扱いを継続することとしています。

Q 3-3 有効期間満了日が令和6年4月1日以降の方で、更新申請書に当該取扱いの確認書を添付した場合は、どうなるのか？

A 3-3 有効期間満了日が令和6年4月1日以降の被保険者の方で、更新申

(令和5年5月1日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症法上の位置づけの健康に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱い」に伴い、令和5年5月1日から「Q&A 6」を修正)

請書に臨時的取扱いの確認書が添付されていた場合は、事務センターにおいて、通常の更新申請とみなします(訪問調査等が必要となります。)。
必ず有効期間満了日を確認のうえ、申請してください。

Q 4 独居で身寄りがなく、面会が困難かどうか申請者の意思が確認できない場合も臨時的な取扱いの対象となるのか？

A 4 上記の状態に該当する場合、確認書の余白に申請者の状況を簡潔に記載して送付いただければ、期間の延長を行います。

Q 5 認定有効期間はどのように表示されるのか？

A 5 従来の有効期間満了日の翌日から6箇月の期間が被保険者証に記載されます。

(変更後)

Q 6 認定延長後のサービス担当者会議は開催すべきか？

A 6 期間以外の変更が伴わない場合も、原則、サービス担当者会議は必要です。

(変更前)

~~**Q 6 認定延長後のサービス担当者会議は開催すべきか？**~~

~~A 6 期間以外の変更が伴わない場合も、原則、サービス担当者会議は必要です。
ただし、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能です。~~

~~※ 令和2年2月28日付け介護保険最新情報「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」から抜粋~~

~~問9 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。~~

~~—(答)—~~

~~感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。~~

~~なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。~~

Q 7 臨時的な取扱いの問合せ先はどこか？

A 7 京都市介護認定給付事務センター(708-7711)へ連絡をお願いします。